

平成 27 年 9 月

遊佐町農業委員会第 6 回総会議事録

1. 開催日程 平成 27 年 9 月 25 日（金） 午前 9 時 00 分～12 時 00 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 解約について
- 報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について
- 報告事項 4 地目変更登記に係る照会に対する回答について

- 議第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
- 議第 24 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 25 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
- 議第 26 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議第 27 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について
- 議第 28 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議第 29 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	今井 彰	2	佐藤 重一	3	伊原ひとみ	4	池田 俊明
5	齋藤 誠喜			7	川俣 義昭	8	渡会 健
9	菅原 幸男	10	荒生あや子	11	今野 一彦	12	鈴木 寿一
13	本間 克修	14	菅原 寛志	15	佐藤 充	16	高橋 正樹

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	石垣 敏勝						

6. 事務局出席者 (2 名)

今野信雄次長、佐藤 結主事

7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

8. 会議の概要

事務局次長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 9 月定例会を開催します。本日は事務局長が会議のため、欠席しております。</p> <p>はじめに、10 番荒生あや子懲罰副委員長より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(10 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>届出欠席、1 名、以上、欠席委員 1 名、出席委員 15 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第 21 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。それでは会長よりご挨拶をお願いします</p>
会長	<p>9 月 10 日に発生した、関東・東北豪雨には、大変驚かされました。収穫間際の田んぼが一瞬にして泥水にのまれてしまいました。死者が出るほどの自然災害が頻繁におきる今、我々は何をどうしたらいいのでしょうか。</p> <p>こんな大変な時に、国会では安保法案をめぐって与野党入り乱れての対立で、結局予定通り法案は成立しました。これから自衛隊員は、どうなるのか、どこに向かうのかわからなくなりました。災害現場での救助は本当にありがたいとテレビを通して見ていました。</p> <p>さて、新しい法案といえば、農業委員改正法案も成立しました。来年 4 月 1 日から施行されますが当初よりは、大分柔らかく、わかりづらくなっております。これからも注視していきたいと思っております。</p> <p>最後に農作業時は十分注意して怪我の無いよう頑張ってくださいと思います。</p> <p>本日は、9 月定例総会提出されました全議案に対し、慎重審議下さいますようお願いしまして、挨拶と致します。</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規程」により、会長が当たることになっておりますので、高橋会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 7 番川俣義昭委員、8 番渡会健委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項の番号 1 から 4 まで、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局次長	(報告事項、朗読説明)
事務局	<p>補足説明いたします。総会議案書の2頁をご覧ください。</p> <p>報告事項1. 解約について 番号10 計22筆、36,842㎡ 解約の事由は農業者年金受給のためで、解約後は、議第25号、番号6と番号7で孫と使用貸借権の設定予定です。 続きまして総会議案書の3頁をご覧ください。</p> <p>報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について 合計7件、全て農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号38 計3筆、20,763㎡ 番号39 計55筆、148,441㎡ 番号40 計8筆、2,814㎡ 番号41 計6筆、6,938㎡ 番号42 計8筆、5,265.39㎡ 番号43 計3筆、13,572㎡ 番号44 計4筆、4,089㎡</p> <p>以上7件、全て相続による所有権の取得です。番号40・43については斡旋の申し出がありましたが、それ以外については斡旋の申し出はありませんでした。</p> <p>続きまして、総会議案書の5頁をご覧ください。</p> <p>報告事項3. 賃借料の変更通知書の受理について 番号22 計3筆、4,964㎡ 変更前の賃借料は21,000円で、これを17,000円に変更します。 番号23 計6筆、32,316㎡ 変更前の賃借料は25,000円で、これを18,000円に変更します。 続きまして総会議案書の6頁をご覧ください。</p> <p>報告事項4. 地目変更登記に係る照会に対する回答について 番号3 計2筆、498㎡ 照会地は農業振興地域外で、未線引き都市計画の用途区域外、平成5年11月26日付、庄支農振第566号で農地転用の許可を得ているが、その以後、転用目的の資材置場に着手せず、20年以上経過し現在に至っています。県と協議し原状回復命令については農業委員会の判断に委ねるとのことでしたので、平成27年9月10日付で現況地目雑種地、原状回復命令なしで回答しております。</p> <p>番号4 計5筆、611㎡ 照会地は農業振興地域外で、未線引き都市計画の用途区域外、平成元年12月21日付、庄支農振第785号で農地転用の許可を得ているが、その以後、転用目的の資材置場に着手せず、27年以上経過し現在に至っています。県と協議し原状回復命令については農業委員会の判断に委ねるとのことです。</p>

	<p>たので、平成 27 年 9 月 10 日付で現況地目雑種地、原状回復命令なしで回答しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>審査基準書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知の受理のみで足りる内容になっております。</p> <p>個別にご説明いたします。</p> <p>番号 27 計 2 筆、815 m²</p> <p>解約の事由は借人の労働力不足で、解約後は議題 28 号 (2) 番号 66 で第三者と契約の予定です。</p> <p>番号 28 計 3 筆、3,290 m²</p> <p>解約の事由は 27 と同じく借人の労働力不足で、解約後は議第 28 号(2)番号 67 で第三者と契約の予定です。</p> <p>番号 29 から番号 40 番までは経営移譲に伴う借人の変更のための解約で、解約後は議第 28 号番号 68 から番号 79 で同一人と契約の予定です。</p> <p>番号 29 計 12 筆、30,705 m²</p> <p>番号 30 計 2 筆、499 m²</p> <p>番号 31 計 2 筆、6,420 m²</p> <p>番号 32 計 5 筆、11,559 m²</p> <p>番号 33 計 2 筆、5,255 m²</p> <p>番号 34 計 10 筆、20,215 m²</p> <p>番号 35 計 4 筆、8,471 m²</p> <p>番号 36 計 6 筆、13,703 m²</p> <p>番号 37 計 1 筆、41 m²</p> <p>番号 38 計 4 筆、7,263 m²</p> <p>番号 39 計 1 筆、3,246 m²</p> <p>番号 40 計 5 筆、19,267 m²</p> <p>番号 41 から番号 45 番までは経営移譲に伴う借人の変更のための解約で、解約後は議第 28 号番号 80 から番号 84 で同一人と契約の予定です。</p>

	<p>番号 41 計 5 筆、26,564 m²</p> <p>番号 42 計 2 筆、6,283 m²</p> <p>番号 43 計 2 筆、2,965 m²</p> <p>番号 44 計 2 筆、2,242 m²</p> <p>番号 45 計 13 筆、33,205 m²</p> <p>番号 46 計 4 筆、9,265 m²</p> <p>解約の事由は借人の変更のためで、解約後は、議第 28 号(2)番号 85 で第三者と契約の予定です。</p> <p>番号 47 計 1 筆、550 m²</p> <p>解約の事由は借人の変更のためで、解約後は、議第 28 号(2)番号 86 で第三者と契約の予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行ないます。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>議第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり受理する事に決定いたします。次に、議第 24 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 3 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による所有権の移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。</p> <p>番号 8 計 3 筆、2,072 m²</p> <p>こちらは譲渡人と譲受人の父がかねてより交換をするとのことで約束をしていたもので、この度自作地相互の交換で無償で取得するものです。</p> <p>尚、現地調査を、遊佐地区担当の佐藤重一委員にお願いしておりますので、補足説明などありましたら後程よろしくお願いたします。</p> <p>番号 9 計 1 筆、988 m²</p> <p>こちらは番号 7 と同じく、交換の約束がされていたもので、現在の所有者合意のもとで、自作地の交換とし、無償で取得する者です。</p> <p>尚、現地調査を、遊佐地区担当の佐藤重一委員にお願いしておりますので、補足説明などありましたら後程よろしくお願いたします。</p> <p>番号 10 計 2 筆、3,155 m²</p> <p>こちらは、相続人不在の財産を相続財産管理人である弁護士より、売買で取得するものです。実際は住宅と農地を一体で取得し、総額で 55 万円での</p>

	<p>取得のため、農地部分の金額を面積で割り出すと備考のような金額となります。</p> <p>尚、現地調査を稲川地区担当の今井彰委員にお願いしておりますので、後程、補足説明等お願い致します。</p> <p>番号 11 計 7 筆、3,216 m²</p> <p>こちらは、譲受人が新規就農のため、売買で取得するものです。取得後は、大根等を作付け予定です。</p> <p>尚、現地調査を西遊佐地区担当の伊原ひとみ委員にお願いしておりますので、補足説明等ありましたらお願い致します。</p>
議長	<p>それでは番号 8 と 9 について、2 番 佐藤重一委員より報告願います。</p> <p>(2 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2 番佐藤重一委員	<p>吉出地区ですが、番号 8 と番号 9 の土地を交換するという事で 9 月 15 日に現地調査をしてきました。現在、番号 8 は春先に除草剤をかけたような跡があり、適正に管理されていました。番号 9 に関して、北側半分は作付けされており、残りの半分は多少荒れているような状況でしたが、当事者同士が交換する意思を示していますので問題無いと思います。</p>
議長	<p>続いて番号 10 について、1 番 今井彰委員より報告願います。</p> <p>(1 番今井彰委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番今井彰委員	<p>16 日に現地を見て来ました。住宅のすぐ脇の申請地は竹林になっておりました。その西側の申請地についても荒れている状況ではありましたが、譲受人は、面積も大きい農家でもありますので、これから耕作できるような状態にしてくれることを期待しております。</p>
議長	<p>続いて番号 11 について、3 番 伊原ひとみ委員より報告願います。</p> <p>(3 番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3 番伊原ひとみ委員	<p>今回、購入された譲受人は元々申請地周辺に住んでいまして、今回本気で農業に取り組みたいという事で、農地を求めたいというお話でした。申請地は点々としておりますが、今まで譲渡人が近所の方に無償で貸しており、きちんと管理されていました。購入後もその方に引き続き作付けして頂きながら、譲受人が農業の勉強をしながら徐々に耕作していきたいとのことでした。現在も少ない面積ですが、毎日自宅から畑に通っておりますので、本気で農業に取り組む意思はあるようですので、問題無いと思います。</p>
事務局	<p>私から自作地交換の件について補足説明致します。自作地の交換ということですが、面積がだいぶ違う事について、農業会議に照会したところ、問題無いとの返事きました。あっ旋基準の 30 a 要件も満たしていることから、今回総会に提出した次第です。番号 10 について、過去にもこういった事例がいくつか出てきました。相続人が誰もいないため、財産を全て処分したいとの事でした。以前、申請地を求めたいという方が相談に見えられましたが、要件に満たないため求める事が出来ず、断念した経緯がございます。次に番号 11 ですが、伊原委員がお話したとおり、新規就農でがんばりたいとのこ</p>

	とでした。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは只今の事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありました。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(14 番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)</p>
14 番菅原寛志委員	<p>番号 11 の譲受人ですが、新規就農ということのようですが、何歳くらいのかたですか、もう一つ、経営面積はどのくらいありますか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>経営面積は、遊佐町に 3,000 m²程と酒田のも農地を少しお持ちのようです。年齢は 66 才とのことでした。</p>
14 番菅原寛志委員	<p>農業収入の他に別に収入のある方なのですね。</p>
議長	<p>その他、何かありませんか。</p> <p>(7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番川俣義昭委員	<p>番号 10 に関してですが、今井委員からの報告にもありましたが、荒れているような状況のようですが、この場合も畑をすることで農業委員会を通して売買するわけですが、そういった農地が今後多くなっていくと思いますが、事務局ではどのように考えていますか。以前もこのような事例が何度かできてきているようなので。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>番号 10 の譲受人は取得要件を全て満たしておりますし、畑として使用するという事で申請しております。事務局としては、要件を満たしている方に対して、拒むことが出来ないというのが現状です。但し、要件を満たしている方に対して何らかのハードルを上げることが出来るのか、今後検討してみたいと思います。</p>
7 番川俣義昭委員	<p>例えば、荒廃農地現地調査や農地パトロールの際にこういった農地を最初にパトロールしなくてはいけなくなるのかと思います。農業委員会で許可を出しているわけなので、農業委員会としての責任というものもありますので、農地パトロールや文書などでお願いしていかなければならないと思います。</p>
事務局	<p>川俣委員のおっしゃったとおりで、農地パトロールなどで現地調査をする必要があるのだと思います。しかし、どこまで調査をすればいいのかという判断が難しいのが現状です。もう少し検討する必要があるのかと思います。</p>
4 番池田俊明委員	<p>去年、使用貸借でこのような事例がかかっていますが、そういった場合、許可が下りてから何年は農地を動かしてはいけないなどの決まりはあるのですか。</p>

議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	非農地証明の判断基準的には 20 年を想定しております。農業委員会をとおして何年という基準は無いと思います。 以前、3 条で畑をするという事で売買したものを、現地パトロールに行った際、農地として利用されていなかった案件に対して文書で指導を行ったケースもあります。その時は、改善の営農計画も提出して頂きました。本来とは違う利用をしている場合は、文書で指導するような事をしなくてはならないと思います。 今年、農地パトロールの後、意向調査を行った箇所がありましたので、今後、こういった案件に対しても同じように意向調査な様なものをしていきたいと思っております。
議長	そういった場合は、一度文書などで指導するべきだと思います。 他に何かありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 24 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 24 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り許可することに決定いたします。 次に、議第 25 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書の 6 頁をご覧ください。 農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。 番号 5 計 26 筆、66,208 m ² 番号 6 計 21 筆、36,819 m ² 番号 7 計 2 筆、3,757 m ² 番号 8 計 6 筆、11,028 m ² 全て、経営移譲による使用貸借です。以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは只今の事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告があり

	<p>ましたが、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 25 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 25 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 26 号農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>審査基準書の 17 頁上段に位置図、下段に字限図、12 頁に立地基準、13 頁に一般基準、16 頁に意見書(案)、18 頁に現場写真を掲載しております。</p> <p>申請地は昨年実施した山砂採取後の優良農地の畑で、山砂採取事業を継続して実施するため、山砂採取の搬出路として一時転用するため申請するものです。</p> <p>区域は都市計画区域外、農業振興地域内の農用地区域内、土地改良区域外で、期間は許可の日から 1 年間となっています。</p> <p>審査基準書の 12 頁の立地基準では、農用地区域内に該当しているため、許可基準では原則不許可ですが、仮設工作物の設置等で 3 年以内の一時転用で農振計画の達成に支障がない場合には許可出来るとなっています。</p> <p>1 年間の一時転用で、連帯保証人もおり、終了後は畑として利用する計画であるため、農振計画の達成には支障がなく、許可要件に該当すると考えます。</p> <p>次に 13 頁の一般基準については、転用の目的、確実性、計画面積の妥当性、周辺農地への影響等からも支障がないと考えます。</p> <p>農用地区域内の砂採取に係る一時転用について、町の同意があることから、許可相当である意見を付して県知事に進達してよろしいかご審議をお願いします。</p> <p>尚、先日、川俣土地専門部会長、佐藤充委員の 2 名で現地調査を行っておりますので、補足説明等ありましたらお願いします。</p>
議長	<p>それでは 7 番川俣土地専門部会長より現地調査の結果を報告願います。</p> <p>(7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番川俣義昭委員	<p>先日、現地調査を行ってまいりました。山砂採取という事ですが、何ら問題無いと見て来ました。</p>

議長	<p>それでは 15 番佐藤充委員より現地調査の結果を報告願います。 (15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤充委員	<p>報告します。きれいに管理しておりましたので、問題無いと思います。</p>
議長	<p>れでは、事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありました たが、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それではここで質疑を終了し採決をいたします。 議第 26 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案の通り可決 することに賛成のかたは挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 26 号について、原案の通り許可相当の意見書を 添付して県知事に進達する事に決定いたします。 次に議第 27 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、 事務局の説明を求めます。 (事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。 審査基準書の 23 頁の上段に位置図、下段に字限図、19 頁に立地基準、 20 頁に一般基準、22 頁に意見書(案)、24 頁に現地写真を掲載してありま す。 申請地は、今年 2 月の総会で決定され、4 月に県知事から許可された、一 時転用の山砂採取の搬出路です。 今回、山砂採取の事業継続のため、1 年間期間延長する計画変更許可申請 を行ったものです。 審査基準書の 22 頁の意見書(案)のとおり、山砂採取の継続事業として、 国道 7 号線へ通り抜けるためにはこの搬出路をしようするしかなく、やむを 得ない事由によるものであることから、変更相当と思われます。 尚、先日、川俣土地専門部会長、佐藤充委員の 2 名で、現地調査を行って おりますので、補足説明等ありましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、7 番川俣土地専門部会長より現地調査の結果を報告願います。 (7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番川俣義昭委員	<p>これも同じく、事業延長のための搬出路の延長申請ですので、何ら問題無 いと見て来ました。</p>
議長	<p>それでは、15 番佐藤充委員より現地調査の結果を報告願います。 (15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤 充委員	<p>川俣委員と同じように、搬出路という事で、問題無いと思います。</p>

議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決をいたします。</p> <p>議第 27 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、原案の通り可決することに賛成のかたは挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 27 号について、原案の通り許可相当の意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>次に議第 28 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは、補足説明致します。審査基準書 30 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1)所有権の移転が 5 件、(2) 利用権の新規設定が 21 件、となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは個別にご説明いたします。</p> <p>(1)所有権移転</p> <p>番号 3 計 1 筆、6,035 m²</p> <p>こちらは、譲受人の規模拡大のため、売買で取得する者です。単価は 70,000 円で、総額 422,450 円です。取得後は慶應桜を作付けの予定です。</p> <p>番号 4 計 1 筆、175 m²</p> <p>総額 55,000 円での売買での取得です。</p> <p>こちらは譲受人の自宅および自作地に隣接した畑で、相続が終わったこのたび売買で取得するものです。</p> <p>番号 5 計 1 筆、82 m²</p> <p>総額 100,000 円、売買での取得です。こちらは譲受人の規模拡大のための取得です。取得後はクレソンの栽培を予定しているとのことでした。</p> <p>番号 6 計 17 筆、25,776 m²</p> <p>単価は野沢字宮ノ前が 680,000 円、曙新田が 470,000 円、野沢が 320,000 円で、手数料 1%を加えた総額 13,382,000 円、農地中間管理機構を通した売買での取得です。</p> <p>番号 7 計 6 筆、17,315 m²</p>

単価は 750,000 円、手数料 1%を加えた 13,113,000 円、農地中間管理機構を通じた売買での取得です。

(2) 利用権設定

番号 66 計 2 筆、815 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 20,900 円で新規に設定です。

番号 67 計 3 筆、3,290 m²

期間は 10 年、単価は家ノ前の一筆が無償で、小島の 2 筆が 20,900 円です。

番号 68 から 79 までは全て同一の借人です。

これまで議第 25 号番号 5 の譲渡人が契約していたものを経営移譲のため、議第 23 号で全て解約し同一世帯の息子が新たに契約をするものです。

番号 68 計 12 筆、30,705 m²です。

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 22,000 円で新規に設定です。

番号 69 計 2 筆、499 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 21,000 円で新規に設定です。

番号 70 計 2 筆、6,420 m²です。

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 21,000 円で新規に設定です。

番号 71 計 5 筆、11,559 m²です。

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 21,000 円で新規に設定です。

番号 72 計 2 筆、5,255 m²です。

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。

番号 73 計 10 筆、20,215 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。

番号 74 計 4 筆、8,417 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 21,000 円で新規に設定です。

番号 75 計 6 筆、13,703 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 21,000 円で新規に設定です。

番号 76 計 1 筆、41 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。

番号 77 計 4 筆、7,263 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。

番号 78 計 1 筆、3,246 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 21,000 円で新規に設定です。

番号 79 計 5 筆、19,267 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 25,000 円で新規に設定です。

番号 80 から 84 までは全て同一の借人です。

これまで議第 25 号番号 7 の譲渡人が契約していたものを経営移譲のため、議第 23 号で全て解約し同一世帯の娘が新たに契約をするものです。

番号 80 計 5 筆、26,564 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 20,000 円で新規に設定です。

番号 81 計 2 筆、6,283 m²

	<p>期間は10年、単価は10aあたり20,000円で新規に設定です。 番号82 計2筆、3,265 m²</p> <p>期間は10年、単価は10aあたり20,000円で新規に設定です。 番号83 計2筆、2,242 m²</p> <p>期間は10年、単価は10aあたり19,000円で新規に設定です。 番号84 計13筆、33,205 m²</p> <p>期間は10年、単価は10aあたり19,000円で新規に設定です。 番号85 計4筆、9,265 m²</p> <p>期間は9年11ヶ月、単価は10aあたり20,400円で新規に設定です。 番号86 計1筆、550 m²</p> <p>期間は9年11ヶ月、単価は10aあたり20,400円で新規に設定です。 以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、15番佐藤充委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番佐藤充委員	<p>9月19日に、この会議室で6名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入りますが、ただいまの事務局の説明に対し何か質問・意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第28号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第29号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局	<p>それでは説明いたします。総会議案書の 33 頁をご覧ください。</p> <p>番号 1 計 2 筆、5,151 m²</p> <p>変更理由は移転のためです。議案書の下段に、意見依頼書を掲載しております。審査基準書の 44 頁の上段に位置図、下段に字限図、41、42 頁に事業計画書、43 頁に計画図面、45 頁に現地調査写真を掲載しております。</p> <p>次に議案書の 34 頁をご覧ください。</p> <p>番号 2 計 5 筆、1,590 m²</p> <p>変更理由は、鮭の稚魚育成のため、幼魚池の改修です。議案書の下段に、意見依頼書を掲載しております。審査基準書の 39 頁の上段に位置図、下段に字限図、36, 37 頁に事業計画書、38 頁に計画図面、40 頁に現地調査写真を掲載しております。</p> <p>尚、この案件については除外後に転用許可申請が出されることとなります。</p> <p>農鍼法第 13 条第 2 項第 1 号では、農用地区域から除外する要件については、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 他に代替する土地がないこと 2. 農地の集団化、作業の効率化等に影響を及ぼさないこと 3. 農地の利用集積に支障を及ぼさないこと 4. 農道・水路等の機能に支障を及ぼさないこと 5. 土地改良事業から 8 年以上経過していること <p>以上の全てに該当する必要があります。</p> <p>番号 1、2 については全て要件を満たすと考えます。</p> <p>以上、農用地区域からの除外について、変更事由相当として回答してよろしいかご審議をお願い致します。</p> <p>尚、先日、川俣土地専門部会長、佐藤充委員の 2 名で現地調査を行っておりますので、補足説明等ありましたらお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、7 番川俣土地専門部会長より現地調査の結果を報告願います。</p> <p>(7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番川俣義昭委員	<p>今、説明がありました、2ヶ所見てまいりました。事務局から説明がありましたとおり、要件も満たしておりましたし、周りを見ても農地に影響がないようでしたので打倒ではないかと見て来ました。</p>
議長	<p>それでは、15 番佐藤充委員より現地調査の結果を報告願います。</p> <p>(15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤 充委員	<p>現地調査してきましたが、土地部会長の報告どおりでした。番号 1 に関して、現地調査写真にもありますが、申請地脇にポンプがあり何のか確かめるという話がありました。番号 2 に関しては、地元ということもあり、昨年から話は聞いておりました。養魚池という事で頑張ってもらいたいと思います。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>

	(14 番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)
14 番菅原寛志委員	番号 2 に関してですが、議第 28 号番号 5 の申請のクレソン栽培とありましたが、今回の申請箇所とにたような所にあるのかと、クレソン栽培と鮭事業とは関連性はあるのかという事をわかる範囲内で教えて頂ければと思います。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	今回の 2 件の申請は無関係です。場所も離れています。
議長	他に何かありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので、お諮りします。 議第 29 号遊佐農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議題 29 号遊佐農業振興地域整備計画の変更について、変更事由相当との意見を遊佐町長に回答することに決定いたします。 以上で議事を終了いたしますが、その他何かございますか。 (委員、事務局共になし) 無いようですので、これで 9 月の定例総会を閉会します。